

参考資料

1 関係法令抜粋

○ 都市計画法（昭和43年法律第100号）

第二章 都市計画

第一節 都市計画の内容

（被災市街地復興推進地域）

第十条の四 都市計画区域については、都市計画に、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の規定による被災市街地復興推進地域を定めることができる。

- 2 被災市街地復興推進地域については、都市計画に、名称、位置及び区域のほか、別に法律で定める事項を定めるものとするとともに、区域の面積その他の政令で定める事項を定めるよう努めるものとする。
- 3 被災市街地復興推進地域内における建築物の建築その他の行為に関する制限については、別に法律で定める。

第三章 都市計画制限等

第二節 都市計画施設等の区域内における建築等の規制

（建築の許可）

第五十三条 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 政令で定める軽易な行為
- 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
- 四 第十一条第三項後段の規定により離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度が定められている都市計画施設の区域内において行う行為であつて、当該離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度に適合するもの
- 五 第十二条の十一に規定する都市計画施設である道路の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域内において行う行為であつて、当該都市計画施設である道路を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるもの
- 2 第五十二条の二第二項の規定は、前項の規定による許可について準用する。
- 3 第一項の規定は、第六十五条第一項に規定する告示があつた後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。

（許可の基準）

第五十四条 都道府県知事等は、前条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。

- 一 当該建築が、都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画のうち建築物について定めるものに適合するものであること。
- 二 当該建築が、第十一条第三項の規定により都市計画施設の区域について都市施設を整備する立体的な範囲が定められている場合において、当該立体的な範囲外において行われ、かつ、当該都市計画施設を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。ただし、当該立体的な範囲が道路である都市施設を整備するものとして空間について定められているときは、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして政令で定める場合に限る。
- 三 当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。
- イ 階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。
- ロ 主要構造部（建築基準法第二条第五号に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

○ 建築基準法（昭和25年法律第201号）

第六章 雑則

（被災市街地における建築制限）

第八十四条 特定行政庁は、市街地に災害のあつた場合において都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認めるときは、区域を指定し、災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。

- 2 特定行政庁は、更に一月を超えない範囲内において前項の期間を延長することができる。

(仮設建築物に対する制限の緩和)

第八十五条 非常災害があつた場合において、その発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものの内においては、災害により破損した建築物の応急の修繕又は次の各号のいずれかに該当する応急仮設建築物の建築でその災害が発生した日から一月以内にその工事に着手するものについては、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、防火地域内に建築する場合については、この限りでない。

- 一 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築するもの
- 二 被災者が自ら使用するために建築するもので延べ面積が三十平方メートル以内のもの
- 2 災害があつた場合において建築する停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物又は工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物については、第六条から第七条の六まで、第十二条第一項から第四項まで、第十五条、第十八条（第二十三項を除く。）、第十九条、第二十一条から第二十三条まで、第二十六条、第三十一条、第三十三条、第三十四条第二項、第三十五条、第三十六条（第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十一条、第三十三条、第三十四条第二項及び第三十五条に係る部分に限る。）、第三十七条、第三十九条及び第四十条の規定並びに第三章の規定は、適用しない。ただし、防火地域又は準防火地域内にある延べ面積が五十平方メートルを超えるものについては、第六十三条の規定の適用があるものとする。
- 3 前二項の応急仮設建築物を建築した者は、その建築工事を完了した後三月を超えて当該建築物を存続しようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なお当該建築物を存続することができる。
- 4 特定行政庁は、前項の許可の申請があつた場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、二年以内の期間を限つて、その許可をすることができる。
- 5 (略) (仮設興行場等に係る規定)

○ 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）

第二章 被災市街地復興推進地域

(被災市街地復興推進地域に関する都市計画)

第五条 都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域内における市街地の土地の区域で次に掲げる要件に該当するものについては、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることができる。

- 一 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築物が滅失したこと。
- 二 公共の用に供する施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。
- 三 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。
- 2 被災市街地復興推進地域に関する都市計画においては、都市計画法第十条の四第二項に定める事項のほか、第七条の規定による制限が行われる期間の満了の日を定めるものとともに、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針（以下「緊急復興方針」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 前項の日は、第一項第一号の災害の発生した日から起算して二年以内の日としなければならない。

(市町村の責務等)

第六条 市町村は、被災市街地復興推進地域における市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、緊急復興方針に従い、できる限り速やかに、都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画その他の都市計画の決定、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行、市街地の緊急かつ健全な復興に関連して必要となる公共の用に供する施設の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 被災市街地復興推進地域内の都市計画法第十二条第二項の規定により土地区画整理事業について都市計画に定められた施行区域の土地については、市町村が当該土地区画整理事業を施行するものとする。ただし、当該土地について土地区画整合法第三条第一項から第三項まで又は第五項の規定により土地区画整理事業が施行される場合は、この限りでない。
- 3 前項本文の場合において、都道府県は、当該市町村と協議の上、当該土地区画整理事業を施行することができる。当該土地区画整理事業が独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社が施行することのできるものであるときは、これらの者についても、同様とする。
- 4 被災市街地復興推進地域内の都市計画法第十二条第二項の規定により市街地再開発事業について都市計画に定められた施行区域の土地については、市町村が当該市街地再開発事業を施行するものとする。ただし、当該土地について都市再開発法第二条の二第一項から第三項までの規定により第一種市街地再開発事業が施行される場合は、この限りでない。

- 5 前項本文の場合において、都道府県は、当該市町村と協議の上、当該市街地再開発事業を施行することができる。当該市街地再開発事業が機構又は地方住宅供給公社が施行することのできるものであるときは、これらの者についても、同様とする。
- 6 被災市街地復興推進地域のうち建築物及び建築敷地の整備並びに公共の用に供する施設の整備を一体として行うべき土地の区域としてふさわしい相当規模の一団の土地（国又は地方公共団体の所有する土地で公共の用に供する施設の用に供されているものを除く。）について所有権又は借地権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者は、その全員の合意により、当該被災市街地復興推進地域の緊急復興方針に定められた内容に従ってその土地の区域における建築物及び建築敷地の整備並びに公共の用に供する施設の整備に関する事項を内容とする協定を締結した場合においては、当該協定に基づく計画的な土地利用を促進するために必要な措置を講ずべきことを市町村に対し要請することができる。

（建築行為等の制限等）

第七条 被災市街地復興推進地域内において、第五条第二項の規定により当該被災市街地復興推進地域に関する都市計画に定められた日までに、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 二 非常災害（第五条第一項第一号の災害を含む。）のため必要な応急措置として行う行為
- 三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
- 2 都道府県知事等は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があった場合においては、その許可をしなければならない。
 - 一 土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの
 - イ 被災市街地復興推進地域に関する都市計画に適合する〇・五ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該被災市街地復興推進地域の他の部分についての市街地開発事業の施行その他市街地の整備改善のため必要な措置の実施を困難にしないもの
 - ロ 次号ロに規定する建築物又は自己の業務の用に供する工作物（建築物を除く。）の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの
 - ハ 次条第四項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第三項第二号に該当する土地の形質の変更
 - 二 建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの
 - イ 前項の許可（前号ハに掲げる行為についての許可を除く。）を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築又は増築
 - ロ 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物（住宅を除く。）で次に掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築
 - （1）階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。
 - （2）主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第五号に規定する主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
 - （3）容易に移転し、又は除却することができること。
 - （4）敷地の規模が政令で定める規模未満であること。
 - ハ 次条第四項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第三項第一号に該当する建築物の新築、改築又は増築
- 3 第一項の規定は、次の各号に掲げる告示、公告等があった日後は、それぞれ当該各号に定める区域又は地区内においては、適用しない。
 - 一 都市計画法第四条第五項に規定する都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画についての同法第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示（以下この号から第五号までにおいて単に「告示」という。） 当該告示に係る都市施設の区域又は市街地開発事業の施行区域
 - 二 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画に関する都市計画についての告示 当該告示に係る地区計画の区域のうち、同法第十二条の五第二項第一号に掲げる地区整備計画が定められた区域
 - 三 都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画に関する都市計画についての告示 当該告示に係る沿道地区計画の区域のうち、幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第一号に掲げる沿道地区整備計画が定められた区域
- 四 土地区画整理法第七十六条第一項第一号から第三号までに掲げる公告 当該公告に係る同法第二条第四項に規定する施行地区
- 五 都市再開発法第六十条第二項第一号に掲げる公告 当該公告に係る同法第二条第三号に規定する施行地区
- 六 市街地開発事業に準ずる事業として国土交通省令で定めるものの実施に必要なとされる認可その他の処分についての公告、告示等で国土交通省令で定めるもの 当該公告、告示等に係る区域

- 4 第一項の許可には、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善を推進するために必要な条件を付けることができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。
- 5 都道府県知事等は、第一項の規定に違反した者又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善を推進するために必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命ずることができる。
- 6 前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事等は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。
- 7 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(土地の買取り等)

第八条 都道府県、市町村その他政令で定める者は、都道府県知事等に対し、第三項の規定による土地の買取りの申出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。

- 2 都道府県知事等は、前項の規定による申出に基づき、次項の規定による土地の買取りの申出の相手方を定めるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。
- 3 都道府県知事等（前項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者があるときは、その者）は、被災市街地復興推進地域内の土地の所有者から、次に掲げる行為について前条第一項の許可がされないときはその土地の利用に著しい支障を生ずることとなることを理由として、当該土地を買い取るべき旨の申出があったときは、特別の事情がない限り、当該土地を時価で買い取るものとする。
 - 一 前条第二項第二号ロ(1)から(3)までに掲げる要件に該当する建築物の新築、改築又は増築
 - 二 前号に規定する建築物の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更
- 4 前項の申出を受けた者は、遅滞なく、当該土地を買い取る旨又は買い取らない旨を当該土地の所有者に通知しなければならない。
- 5 第二項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者は、前項の規定により土地を買い取らない旨の通知をしたときは、直ちに、その旨を都道府県知事等に通知しなければならない。
- 6 第三項の規定により土地を買い取った者は、当該土地が公営住宅等、公共の用に供する施設その他被災市街地復興推進地域の住民等の共同の福祉又は利便のために必要な施設の用に供されるように努めなければならない。

○ 大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）

第三章 復興のための特別の措置

第一節 復興計画に係る特別の措置

第一款 復興計画の作成等

(土地利用基本計画の変更等に関する特例)

- 第十二条** 第十条第二項第四号に掲げる事項には、復興整備事業の実施に関連して行う次の各号に掲げる変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消し（第九項において「土地利用基本計画の変更等」という。）に係る当該各号に定める事項を記載することができる。ただし、第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに定める事項（第三号に定める事項にあっては都道府県が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限る、第八号に定める事項にあっては漁港漁場整備法第六条第二項に規定する漁港区域（同条第一項又は第二項の規定により指定された漁港の区域をいう。同号及び第三項第十号において同じ。）の指定、変更又は指定の取消しに係るものに限る。）については、共同作成の場合に限り、記載することができる。
- 一 土地利用基本計画（国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項に規定する土地利用基本計画をいう。）の変更 当該変更に係る同条第二項各号に掲げる地域及び同条第三項に規定する土地利用の調整等に関する事項
 - 二 都市計画区域（都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域であって、同法第五条第四項に規定する都市計画区域を除く。以下この号において同じ。）の指定、変更又は廃止 当該指定、変更又は廃止に係る都市計画区域の名称及び区域
 - 三 都市計画（国土交通大臣が定める都市計画を除く。以下この条において同じ。）の決定又は変更 当該決定又は変更に係る都市計画に定めるべき事項

- 四** 農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項に規定する農業振興地域をいう。以下この号において同じ。）の変更 当該変更に係る農業振興地域の区域
- 五** 農用地利用計画（農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画をいう。）の変更 当該変更に係る農用地区域（同条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分
- 六** 地域森林計画区域（森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林の区域をいう。）の変更 当該変更に係る森林の区域
- 七** 保安林の指定又は解除 その保安林の所在場所及び指定の目的並びに保安林の指定に係る事項を記載しようとする場合にあつては指定施業要件（森林法第三十三条第一項に規定する指定施業要件をいう。）
- 八** 漁港区域の指定、変更又は指定の取消し 当該指定、変更又は指定の取消しに係る漁港の名称及び区域
- 2** 特定被災市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興計画に前項各号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、同項各号に定める事項が次の各号に掲げる事項であるときは、それぞれ当該各号に定める者の同意を得なければならない。ただし、内閣府令で定める理由により会議における協議が困難な場合（以下単に「会議における協議が困難な場合」という。）は、この限りでない。
- 一 前項第二号に定める事項 国土交通大臣
- 二 前項第三号に定める事項（都道府県が定める都市計画（都市計画法第十八条第三項に規定する都市計画に限る。）の決定又は変更に係るものに限る。） 国土交通大臣
- 三 前項第三号に定める事項（市町村が定める都市計画（都市計画法第十九条第三項に規定する都市計画のうち町村が定めるものに限る。）の決定又は変更に係るものに限る。） 特定被災都道府県知事（共同作成の場合を除く。）
- 四** 前項第五号に定める事項 特定被災都道府県知事（共同作成の場合を除く。）
- 五** 前項第七号に定める事項（森林法第二十六条の二第四項各号のいずれかに該当する保安林の解除に係るものに限る。） 農林水産大臣
- 3** 特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。
- 一 第一項第一号に定める事項 国土利用計画法第三十八条第一項に規定する審議会等の意見を聴くこと及び内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をすること。
- 二 第一項第二号に定める事項 都道府県都市計画審議会の意見を聴くこと及び内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得ること。
- 三 第一項第三号に定める事項（都道府県が定める都市計画（都市計画法第十八条第三項に規定する都市計画に限る。）の決定又は変更に係るものに限る。） 内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得ること。
- 四** 第一項第三号に定める事項（市町村が定める都市計画（都市計画法第十九条第三項に規定する都市計画のうち市が定めるものに限る。）の決定又は変更に係るものに限る。） 特定被災都道府県知事に協議をすること（共同作成の場合を除く。）。
- 五** 第一項第三号に定める事項（市町村が定める都市計画（都市計画法第十九条第三項に規定する都市計画のうち町村が定めるものに限る。）の決定又は変更に係るものに限る。） 特定被災都道府県知事の同意を得ること（共同作成の場合を除く。）。
- 六** 第一項第五号に定める事項 特定被災都道府県知事の同意を得ること（共同作成の場合を除く。）及び当該事項に関し密接な関係を有する者として農林水産省令で定める者の意見を聴くこと。
- 七** 第一項第六号に定める事項 都道府県森林審議会及び特定被災市町村等を管轄する森林管理局長の意見を聴くこと並びに内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をすること。
- 八** 第一項第七号に定める事項（海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。以下同じ。）内の森林を保安林として指定する場合に限る。） 当該海岸保全区域を管理する海岸管理者（同法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。以下同じ。）に協議をすること。
- 九** 第一項第七号に定める事項（森林法第二十六条の二第四項各号のいずれかに該当する保安林の解除に係るものに限る。） 内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得ること。
- 十** 第一項第八号に定める事項（漁港漁場整備法第六条第一項に規定する漁港区域に係るものに限る。） 特定被災都道府県の意見を聴くこと（共同作成の場合を除く。）。
- 十一** 第一項第八号に定める事項（河川法第三条第一項に規定する河川に係る河川区域に係るもの又は海岸保全区域に係るものに限る。） 当該河川を管理する河川管理者（同法第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者（同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。第三十九条において同じ。）の長が指定区間（河川法第九条第二項に規定する指定区間をいう。第五十一条第一項において同じ。）内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長）をいう。以下同じ。）又は当該海岸保全区域を管理する海岸管理者に協議をすること。

- 4 特定被災市町村等は、復興計画に第一項第三号又は第五号から第七号までのいずれかに定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公告し、当該事項の案を、当該事項を復興計画に記載しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 5 前項の規定による公告があったときは、特定被災市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された当該事項の案について、特定被災市町村等に、意見書を提出することができる。
- 6 特定被災市町村等は、前項の規定により提出された意見書（第一項第六号に掲げる事項に係るものに限る。）の要旨を、第二項の協議をするときは協議会に、第三項に規定する手続（同項第七号に定める手続に限る。）を経るときは都道府県森林審議会に、それぞれ提出しなければならない。
- 7 特定被災市町村等は、復興計画に第一項第三号に定める事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、次の各号に掲げる事項ごとに、それぞれ当該各号に定める者に第五項の規定により提出された意見書（当該事項に係るものに限る。）の要旨を提出し、当該事項について、それぞれ当該各号に定める者に付議し、その議を経なければならない。
 - 一 第一項第三号に定める事項（都道府県が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限る。） 都道府県都市計画審議会
 - 二 第一項第三号に定める事項（市町村が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限る。） 市町村都市計画審議会（当該特定被災市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、特定被災都道府県の都道府県都市計画審議会。第十八条第五項第一号において同じ。）
- 8 復興計画に第一項第三号に定める事項を記載しようとするときの手続については、この法律に定めるもののほか、都市計画法（同法第十六条第一項並びに第十七条第一項及び第二項、第十八条第一項から第三項まで並びに第十九条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）を除く。）その他の法令の規定による都市計画の決定又は変更に係る手続の例による。
- 9 第一項各号に定める事項が記載された復興計画が第十条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る土地利用基本計画の変更等がされたものとみなす。

第三章 復興のための特別の措置

第二節 都市計画の特例

（一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画）

第四十一条 次に掲げる条件のいずれにも該当する特定大規模災害を受けた区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含む。）であって、円滑かつ迅速な復興を図るために当該区域内の地域住民の生活及び地域経済の再建のための拠点となる市街地を形成することが必要であると認められるものについては、都市計画に一団地の復興拠点市街地形成施設を定めることができる。

- 一 円滑かつ迅速な復興を図るために当該区域内の地域住民の生活及び地域経済の再建のための拠点として一体的に整備される自然的経済的社会的条件を備えていること。
- 二 当該区域内の土地の大部分が建築物（特定大規模災害により損傷した建築物を除く。）の敷地として利用されていないこと。

2 一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び特定公共施設の位置及び規模
- 二 建築物の高さの最高限度若しくは最低限度、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度又は建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度

3 一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画は、次に掲げるところに従って定めなければならない。

- 一 前項第一号に規定する施設は、当該区域内の地域住民の生活及び地域経済の再建のための拠点としての機能が確保されるよう、必要な位置に適切な規模で配置すること。
- 二 前項第二号に掲げる事項は、再度災害を防止し、又は軽減することが可能となるよう定めること。

（都市計画法の特例）

第四十二条 国土交通大臣は、特定大規模災害等を受けた都道府県（以下「被災都道府県」という。）の知事から要請があり、かつ、当該被災都道府県における都市計画に係る事務の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災都道府県に代わって自ら当該被災都道府県の区域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定又は変更のため必要な措置をとることができる。

- 2** 特定大規模災害等を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）を包括する都道府県は、当該被災市町村の長から要請があり、かつ、当該被災市町村における都市計画に係る事務の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村に代わって自ら次に掲げる都市計画の決定又は変更のため必要な措置をとることができる。

- 一 前条第一項の規定による一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画
- 二 被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の規定による被災市街地復興推進地域に関する都市計画

三 前二号に掲げるもののほか、当該被災市町村の区域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画

- 3** 国土交通大臣は、前項の要請を受けた都道府県の知事から同項の必要な措置をとることが困難である旨の申出があり、かつ、同項の都道府県における都市計画に係る事務の実施体制その他の地域の実情を勘案して必

要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、同項の被災市町村に代わって自ら当該必要な措置をとることができる。

- 4 第一項の規定により被災都道府県に代わって自ら都市計画の決定又は変更のため必要な措置をとる国土交通大臣は、都市計画法の規定の適用については、都道府県とみなす。この場合において、同法第十八条第一項及び第二項中「都道府県都市計画審議会」とあるのは、「社会資本整備審議会」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 5 第二項の規定により被災市町村に代わって自ら都市計画の決定又は変更のため必要な措置をとる都道府県は、都市計画法の規定の適用については、市町村とみなす。この場合において、同法第十九条第一項中「市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）」とあり、及び同条第二項中「市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会」とあるのは、「都道府県都市計画審議会」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 6 第三項の規定により被災市町村に代わって自ら都市計画の決定又は変更のため必要な措置をとる国土交通大臣は、都市計画法の規定の適用については、市町村とみなす。この場合において、同法第十九条第一項中「市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）」とあり、及び同条第二項中「市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会」とあるのは、「社会資本整備審議会」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 災害復興都市計画に関するQ & A

Q 1 このマニュアルでは、土地区画整理事業等の災害復興都市計画は、被災後6か月以内に決定することを目標としているが、住民の合意形成の観点からは短すぎるのではないか。

A 1 本マニュアルは、大規模災害からの速やかな復興を図る観点から作成しているため、復興の基点となる土地区画整理事業等の都市計画決定の一応の目標を被災後6か月以内としています。

しかしながら、都市計画決定にあたっては、当然、十分な住民合意を踏まえたものとする必要がありますので、第2章第6節に記載のとおり、被災後6か月以内という目標は、住民合意に優先するものではありません。

Q 2 被災市街地復興推進地域の指定が被災後2年に限られているのは何故か。

A 2 被災市街地復興推進地域内における建築行為等の制限は、①国民の財産権の制限であることから、過大な制限は不適切であること、②被災後時間が経過し建築物が多く建築されてしまった後に適用することは不適切であるなどの理由から、被災時点から一定の期間に限定することが適切であるとされ、土地区画整理事業等の災害復興都市計画の決定を行うにあたって最低限必要な期間等を勘案して、制限満了の日を被災から2年以内としているものです。

Q 3 被災市街地復興推進地域内の建築制限は、原則自己用で敷地規模が300㎡未満に制限される等、都市計画施設等の区域における制限より制限内容が厳しい。災害復興都市計画の合意形成が長引けば、暫定的な土地利用もできず、かえって復興の妨げになるのではないか。

A 3 災害復興都市計画の地元合意に時間を要する場合は、合意できた部分から段階的に都市計画決定を行うことも考えられます。

例えば、復興土地区画整理事業を行う区域については合意ができたものの、区域内の公共施設の配置等について合意ができていないといった場合は、まず区域について都市計画決定を行い、公共施設の配置等については、その合意ができた時点で都市計画の変更を行うことも考えられます。

3 防災上課題のある地区の把握方法（例）

防災上課題のある地区を事前に把握しておくことは、災害発生後、速やかに災害復興都市計画を立案する上で重要であるとともに、防災対策の推進にも寄与するものである。

防災上課題のある地区の把握方法については、「都市防災実務ハンドブック（地震防災編）」（都市防災実務ハンドブック編集委員会 編集）（以下「ハンドブック」）に記載されており、以下に参考として一部を抜粋する。

（1）概要

マニュアルにおける危険度評価は、大規模地震による被害要因を火災と建物倒壊に大別し、被害は両者の相関によって拡大するとし、次の評価項目を設定して、地区レベルの評価、都市レベルの評価及び地区レベルと都市レベルの総合評価を行うものとなっている。

（マニュアルにおける危険度の評価項目）

レベル	危険度	評価項目	評価方法	評価
地区レベル	延焼危険度	地区内の燃え易さ	不燃領域率、木防建ぺい率	左記率を相加平均して危険度を5段階で評価
		消防活動の困難性	消防活動困難区域率	
	避難危険度	一次避難活動の困難性	道路閉塞確率	左記率を相加平均して危険度を5段階で評価
		地盤の状況	一次避難困難区域率	
都市レベル	延焼危険度	都市全体の燃え易さ	都市防火区画整備率	左記率により危険度を5段階で評価
	避難危険度	広域避難の困難性	広域避難困難区域率	左記率により危険度を5段階で評価

ここでは、災害復興都市計画で対象とする、土地区画整理事業を念頭に、地区レベルの危険度評価を紹介する。（各評価項目等の意義等詳細については、ハンドブックを参照されたい。）

（2）地区レベルの延焼危険度の評価

○ 不燃領域率・木防建ぺい率

町丁目毎の不燃領域率・木防建ぺい率を評価する。

$$\text{不燃領域率} = (\text{不燃領域面積}) / (\text{地区面積})$$

$$\text{不燃領域面積} = (\text{空地面積}) + (\text{地区面積} - \text{空地面積}) \times (\text{耐火率})$$

空地面積：短辺又は直径40m以上かつ面積が1,500㎡以上の水面、公園、運動場、学校、一団地の施設等の面積と幅員6m以上の道路面積

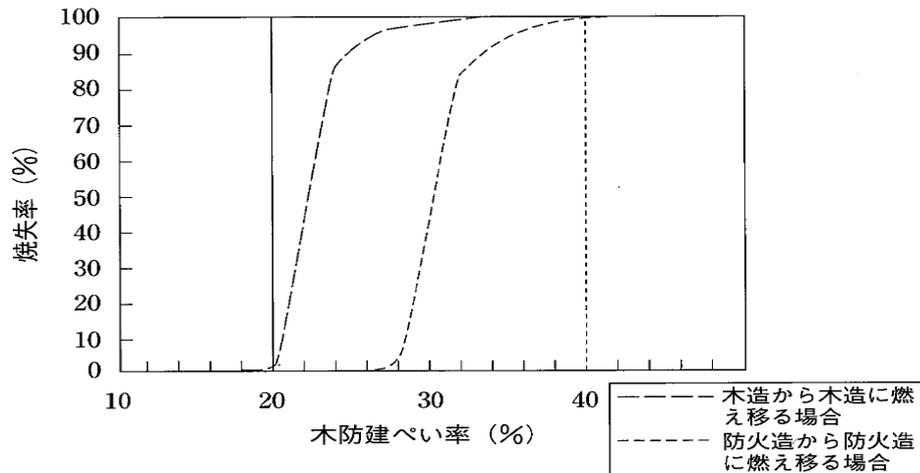
地区面積：幅員15m以上の道路（延焼遮断帯、避難路を想定）、水面・河川及び大規模空地（概ね1ha以上）は含めない。

耐火率：全建物の建築面積のうち、耐火建築物が占める割合

$$\text{木防建ぺい率} = (\text{木造（防火造含む）建築物の建築面積}) / (\text{地区面積})$$

(不燃領域率・木防建ぺい率による危険度評価)

危険度(a)	不燃領域率・木防建ぺい率
1	不燃領域率70%以上
2	不燃領域率70%未満 木防建ぺい率20%未満
3	同 木防建ぺい率20%以上30%未満
4	同 木防建ぺい率30%以上40%未満
5	同 木防建ぺい率40%以上



木防建ぺい率と焼失率

(都市防災実務ハンドブック(地震防災編)から引用)

○ 消防活動困難区域率

町丁目内で消防自動車が行き通れる道路に面する、震災時有効水利からホースの届く範囲以遠の範囲が占める割合で評価する。

消防活動困難区域率
 = (町丁目内で消防自動車が行き通れる道路に面する震災時有効水利からホースの届く範囲以遠の面積) / (町丁目面積)

(消防活動困難区域率による危険度)

危険度(b)	消防活動困難区域率
1	20%未満
2	20%以上40%未満
3	40%以上60%未満
4	60%以上80%未満
5	80%以上

○ 地区レベルの延焼危険度の評価

不燃領域率・木防建ぺい率及び消防活動困難区域率の危険度の相加平均により、次のとおり評価する。

(地区レベル：延焼危険度)

地区レベル 延焼危険度 (I)	相加平均 $\{(a) + (b) / 2\}$
1	1. 0
2	1. 5 及び 2. 0
3	2. 5 及び 3. 0
4	3. 5 及び 4. 0
5	4. 5 及び 5. 0

(3) 地区レベルの避難危険度の評価

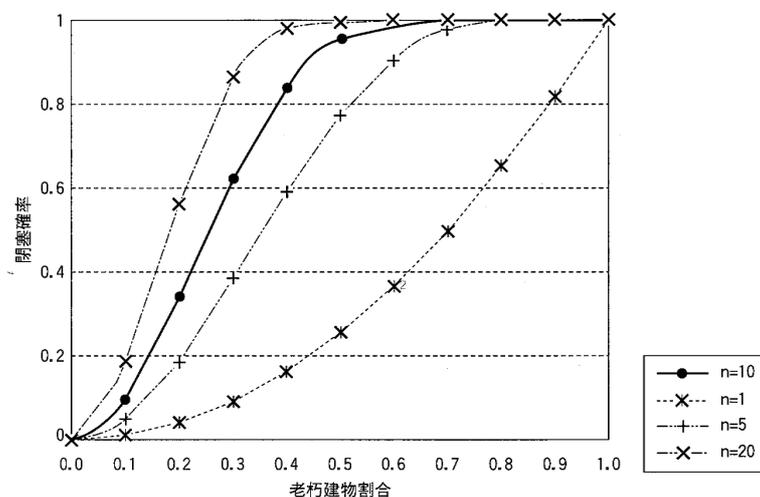
○ 道路閉塞確率

各町丁目において、老朽建物割合や地盤状況から建物倒壊により道路が閉塞する可能性について評価する。

道路閉塞確率

$$= (4 \text{ m 未満道路延長} + 4 \sim 8 \text{ m 道路延長} \times \text{建物老朽度, 地盤状況による道路閉塞確率}) / (\text{総延長})$$

(建物老朽度, 地盤状況による閉塞確率) は, 次の図の $n=10$ の値を読み取る。
 なお, 地盤の液状化の可能性が高い地区は, 老朽建物割合に関わらず, 全ての建物が倒壊し, その範囲にある幅員 4 ~ 8 m の道路は全て閉塞するものとして道路閉塞確率を求める。(明らかに基礎杭を支持層まで打ち込んであるもの(大型のビル等)については, 倒壊しないものとして扱うことができる。)



老朽建物割合と閉塞確率

(都市防災実務ハンドブック (地震防災編) から引用)

(道路閉塞率による危険度)

危険度 (a)	消防活動困難区域率
1	40%未満
2	40%以上50%未満
3	50%以上60%未満
4	60%以上70%未満
5	70%以上

○ 一次避難困難区域率

各町丁目において一次避難地等から一定距離以遠の範囲が占める割合で評価する。

一次避難困難区域率
 = (町丁目に占める一次避難地等から一定距離以遠の範囲の面積)
 / (町丁目の面積)
 一定距離：日常生活をカバーできる範囲 (小学校区の大きさ等)

(一次避難困難区域率による危険度)

危険度 (b)	一次避難困難区域率
1	20%未満
2	20%以上40%未満
3	40%以上60%未満
4	60%以上80%未満
5	80%以上

○ 地区レベルの避難危険度の評価

道路閉塞率による危険度と一次避難困難区域率による危険度をの相加平均により、次のとおり評価する。

(地区レベル：避難危険度)

地区レベル 避難危険度 (II)	相加平均 {(a) + (b) / 2}
1	1.0
2	1.5及び2.0
3	2.5及び3.0
4	3.5及び4.0
5	4.5及び5.0

(4) 地区レベルの危険度の評価

延焼危険度と避難危険度の相加平均により評価する。

(地区レベルの危険度の評価)

地区レベル 避難危険度	延焼危険度と避難危険度の相加平均 {(I) + (II) / 2}
1	1.0
2	1.5及び2.0
3	2.5及び3.0
4	3.5及び4.0
5	4.5及び5.0

4 東日本大震災における復興都市計画の調査

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、東北地方を中心に津波災害が発生し、沿岸部の都市計画区域が被災している。

本マニュアルの策定にあたり参考とするため、東日本大震災における復興都市計画について、特に津波災害等で甚大な被害を受けた岩手県及び宮城県の都市計画区域を有する被災市町村を対象として、次の項目についてアンケート調査（平成25年10月～同11月）を行ったので、調査項目毎に結果の概要を示す。

【東日本大震災に係る復興都市計画に関するアンケートの調査項目】

- (1) 復興都市計画マニュアルの有無
- (2) 建築制限制度の運用状況
- (3) 東日本大震災復興特別区域法に基づく復興都市計画について
- (4) 復興都市計画に関する独自の工夫等

(1) 復興都市計画マニュアルの有無

回答のあった全市町について復興都市計画マニュアルがなく、建築制限の体系や時系列に整理したものがなかったため、発災当初の建築基準法第84条等の建築制限の判断が困難だった、との回答があった。

(2) 建築制限制度の運用状況

復興都市計画に土地区画整理事業や防災集団移転促進事業を採用している点では、岩手、宮城の両県内とも共通しているが、建築制限制度の運用状況は大きく異なっていた。

【建築制限制度の運用状況】

【岩手県】

- ・ 建築基準法第84条の建築制限は行われていない。
- ・ 上記のため、建築基準法第84条の建築制限を継続する形式での被災市街地復興推進地域の指定も行われていない。(但し、高台移転等を前提に指定した事例はある。)
- ・ 防災集団移転促進事業の導入に伴い、災害危険区域（建築基準法第39条。以下同じ）の指定を行った市町がある。

【宮城県】

- ・ 岩手県に連続するリアス式海岸沿岸の市町については、概ね建築基準法第84条の建築制限は行われていない。
- ・ 仙台平野に連なる市町については、概ね建築基準法第84条の建築制限が行われ、継続する形式で被災市街地復興推進地域の指定が行われている。

岩手県内等で建築制限が行われていない理由としては、「防潮堤が破壊され、地盤沈下やライフラインが復旧していないため、早期に土地利用できる状況ではなかったこと」等が挙げられており、このような状況を踏まえ、建築の自粛要請という形式で復興都市計画事業が進められている。

宮城県において、建築制限を実施している市町では、その実施にあたり、次のような点に苦慮したとの回答があった。

【建築制限の実施にあたり苦慮した点等】

- ・ 被災市街地復興推進地域の指定にあたり、「復興のための土地区画整理事業等の必要性」（被災市街地復興特別措置法第5条第1項第3号）の判断に苦慮した。（過去に土地区画整理事業が実施された等、比較的道路網が整っている等の理由により、甚大な被害でありながら、指定をしなかった地域がある。）
- ・ 指定時点では、将来の土地利用について明確なものがなく、災害危険区域の指定に踏み切れず、当該建築制限を実施した。
- ・ 指定後に、相続手続き未済等、分筆が難しい土地をまたいで区域設定をしていた等の種々の問題が発生した。

また、被災市街地復興推進地域の建築制限は原則自己用で敷地面積が300㎡未満である等、都市計画法第53条の建築制限に比較して相当に強力な建築制限であり、暫定的な土地利用に懸念があるが、これについては、土地区画整理事業の区域のみをまず指定する等、多段階式の都市計画決定を行い、速やかに都市計画法第53条の建築制限に移行する対応をしている例が見られた。

なお、被災市街地復興推進地域の指定は、発災後2年以内の限定措置であり、当該期間内に復興都市計画を決定することを意図したものとなっているが、住民の合意形成の熟度が高まらず、都市計画決定に至っていない事例も見られた。この場合における建築制限の継続は、まちづくり協議会等と通じた建築の自粛要請という形式で行われている。

（3）東日本大震災復興特別区域法に基づく復興都市計画について

平成25年6月21日に施行された「大規模災害からの復興に関する法律」（平成25年法律第55号。以下「復興法」）のモデルとなった東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）における復興整備計画の都市計画上のメリットについては、次のような回答があり、都市計画区域外、市街化調整区域等が関係する関係機関協議について、効果が上がっている模様である。

【東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備計画を策定することによる都市計画上のメリット】

- ・ 市街化調整区域での農地転用許可や農業振興地域の変更に係る事務手続きについては、復興の取組という意義、意識づけが明確になり、通常の手続きより迅速に進んだ。

（次頁に続く）

【東日本大震災特別区域法に基づく復興整備計画を策定することによる都市計画上のメリット】
(つづき)

- ・ 土地区画整理事業の導入のため、都市計画区域を拡大する必要があり、それに伴う土地利用基本計画の変更手続きが簡素化された。
- ・ 土地区画整理事業地域内の農地転用許可、保安林の解除手続きが簡素化された。

(4) 復興都市計画に関する独自の工夫等

復興都市計画に関する独自の工夫等については、次のような回答があった。

【復興都市計画に関する独自の工夫等】

- ・ 市町村決定の際の県協議を相当迅速に進めている。
- ・ 県都市計画審議会を市町村のスケジュールに合わせて適宜開催している。
- ・ 土地区画整理事業の都市計画決定を進めるため、関係機関協議に時間のかかる事業区域内の既存都市計画道路を廃止し、区域のみの決定とした。
- ・ 被災市街地復興推進地域の指定の考え方等、県内で統一した指標があればスピード化も図れると思料する。
- ・ 土地区画整理事業の都市計画決定は特区法でワンストップ化できるが、事業認可は県との別協議となるので、結果、都市計画決定に時間を要した。市町村への権限の委譲がより効果的と感じる。

5 復興土地区画整理事業における課題想定

災害復興都市計画にあたっては、平時の取組みとして、過去の被害事例を自己自治体にあてはめた場合に予想される課題等を抽出し、これに対する対応や関連する法解釈、制度等を研究しておくことが有用と思われる。

本マニュアル案策定のWGにおいて、復興土地区画整理事業における課題等を想定したので、参考として以下に示す。

【復興土地区画整理事業において想定される課題等】

○ 都市計画決定段階における課題

- ・ 区画整理事業を行う区域の特定
- ・ 地権者等関係権利者の所在の確認と説明会等の周知方法
- ・ 市街地の復興を土地区画整理事業で行うことに対する住民の合意形成
- ・ 短期間での都市計画決定手続きに対する住民の不安の解消
- ・ (津波災害の場合) 現地での市街地再建に対する住民の不安の解消
- ・ 住民の都市計画及びまちづくりに関する理解、意識の醸成
- ・ 既存の都市計画がある場合その廃止等の整理
- ・ 区域が広大な場合、地域によって住民の復興に対する理解、意識が異なる

○ 事業計画作成段階における課題

- ・ 減歩に対する土地所有者等の抵抗感の解消
- ・ 減歩により住宅建設が困難となる小規模宅地の対策
- ・ 土地の境界が確定していない、地籍調査が行われておらず公図が不明確等の地区における事業計画の作成
- ・ 権利者の避難による土地の特定(境界確認)の難航
- ・ 多数の権利者が死亡、行方不明となっている場合の土地の権利関係の整理
- ・ 相続登記が未了の土地の権利者の特定及び連絡調整
- ・ 住民の理解、合意形成を十分に進めるための行政側の執行体制の確保
- ・ 利権者等関係住民が避難で転出している場合の説明会等の周知、連絡方法
- ・ まちづくり協議会の世話人等、住民代表者の負担軽減

○ 事業実施段階における課題

- ・ 事業が長期化することによる、区域外転出者の増加及びこれに伴う事業計画の見直し
- ・ 事業が長期化することによる、地域産業の衰退
- ・ 高齢者等、資力に余裕がなく、住宅再建費用の用意が困難な者の居住の確保
- ・ 保留地の処分の低迷とその負担

○ 事業実施後の課題

- ・ 住民のコミュニティ意識の希薄化

6 広島県被災建築物応急危険度判定要綱

第1 (目的)

この要綱は、地震により多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第2 (定義)

この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、危険度の判定、表示等を行うことをいう。

(2) 応急危険度判定士（以下「判定士」という。）

前項の判定業務に従事する者として、広島県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱に基づき知事の認定を受けた者をいう。

(3) 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施に当たり、判定実施本部、判定支援本部及び災害対策本部と判定士との連絡調整に当たる行政職員及び判定業務に精通した県内の建築関係団体等に属する者をいう。

第3 (震前対策)

1 市町長は、判定の的確な実施を図るため、あらかじめ次の事項からなる、「市町地震被災建築物応急危険度判定要綱」（以下「市町要綱」という。）を定めるものとする。

(1) 判定実施の決定

(2) 判定実施本部の設置

(3) 判定の実施に関する県との連絡調整等

(4) 判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

(5) 応急危険度判定士、応急危険度判定コーディネーター及びその他の判定業務従事者（以下「判定士等」という。）の確保、判定の実施体制等

(6) 県に対する支援要請に関する事項

(7) 判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

(8) 判定資機材の調達、備蓄

(9) その他必要な事項

2 知事は、市町長が地域防災計画を踏まえて震前に計画する判定に関する事項について、必要な助言をすることができる。

3 知事は、的確な支援が行えるよう、市町長があらかじめ計画した事項について取りまとめしておくものとする。

4 県は、社団法人広島県建築士会、社団法人広島県建築士事務所協会その他建築関係団体（以下「建築関係団体等」という。）と協力して、判定士等の養成を行うものとする。

5 県は、市町と協力して、所定の判定用資機材を備蓄するものとする。

第4（判定実施の事前準備）

- 1 市町長は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に判定を実施する施設、区域及び判定対象建築物の基準を整備しておくものとする。
- 2 市町は判定実施本部の体制について、また、県は判定支援本部の体制について、あらかじめ整備しておくものとする。

第5（判定の実施）

- 1 市町長は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断した時は判定の実施を決定し、直ちに判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。
- 2 市町長は、判定の実施のための支援を知事に要請することができる。
- 3 知事は、市町長から支援の要請があったときは、判定支援本部を設置し必要な支援を行うものとする。
- 4 県及び市町は、判定の実施を決定した場合は、建築関係団体等の協力を得て必要な判定士等の速やかな確保に努めるものとする。
- 5 県は、所定の判定用資機材が不足する場合は、当該市町に代わってこれを調達するものとする。
- 6 県及び市町は、判定士等の判定区域までの移動手手段の確保、食料の準備及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

第6（県と市町間の連絡調整等）

- 1 市町長は、判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに報告するものとする。
- 2 判定実施本部は、知事が判定支援本部を設置したときは、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

第7（国及び他都道府県に対する支援の要請並びに他都道府県に対する支援等）

- 1 知事は、地震被害が大規模であること等により、国及び他都道府県の支援を受け入れる必要があると判断した場合は、国土交通大臣及び他都道府県知事に対し、必要な支援を要請するものとする。
- 2 知事は、国土交通大臣及び他都道府県知事から判定に対する支援要請があった場合は、支障のない限り必要な支援に努めるものとする。

第8（その他）

- 1 県、市町及び建築関係団体等は、広島県地震被災建築物応急危険度判定協議会等を通じ情報交換を行い、判定実施に際し円滑な運用が図れるよう努めるものとする。
- 2 県は、この要綱が市町要綱の制定等の目安となるよう、常に見直し、必要に応じて改正するものとする。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年10月30日から施行する。